

ひし所にして、時の天皇の命令し給ひし所に非ず、皇子は、皇太子として天皇の政務を攝政し給ひたるも總へて重要な國事は必ず詔勅を以て發せられたり、况や法律をや、然るに十七憲法は、日本書紀推古天皇十二年の段に、皇太子親肇作憲法十七條とあるのみ、更に詔勅のとなし、因りて唯皇太子が諸官の上に立ちて之を訓戒し給ふの條文たるに過ぎざるを知るべきなり。次に實體の上より論すれば、十七憲法は道德の準則にして、法律の規程に非ず、道德と法律との差別は彼れば人の良心に訴へて自ら制せしめ、此れは外より人の行爲を拘束して一定の準率に合せしむるに在り、是を以て法律は不順を待つとの制裁を要し、道德は良心を動かすの理義を要す、今十七憲法の各項を案ずるに、或は理義を佛法に藉り、儒學に取り、人の良心に入り内より其の言行を慎ましめんことを力めたり、故に之を法律と謂ふ可からざるなり。日本書紀に載せたる十七憲法は漢文にして流暢ならず、或は云ふ是れ元は和文なりしを後に漢文に改めたるものなりと、今先づ近時の文牀に翻譯して其の全文を掲げ而して後歴史上より批評を試みんとす。

第二十七憲法の本條 一に曰、和を以て貴と爲し、忤る無きを宗と爲せよ、人皆黨あり、